

★えんがる 議会だより



もちつきで異世代交流(安国公民館)

- 平成24年第6回町議会(定例会)…………… P 2～4
- 平成24年第5回町議会(臨時会)…………… P 4
- 所管事務調査報告…………… P 5
- 町政を質す!! 一般質問…………… P 6～7
- 議会改革・活性化等調査特別委員会経過… P 8～9

平成24年第6回町議会(定例会)

テレビ北海道(TVh)今秋から視聴可能に！！

デジタル中継局等整備費追加

緑の園(丸瀬布)建設事業に補助金 管内初！遠軽町暴力団排除条例制定

平成24年第6回遠軽町議会(定例会)は、12月11日に召集され、12月13日までの3日間の会期で開かれました。冒頭、佐々木町長から行政報告と今議会に提出される案件の要旨説明が行われました。

町長から提出された案件は、人事案件1件、表彰1件、議案のうち規約の変更1件、条例制定4件、条例の一部改正2件、町道認定1件、工事請負契約締結1件、指定管理者の指定について2件が審議され、新規に制定する条例等関連の4議案については民生常任委員会及び経済常任委員会に付託し、会期中の審査により原案可決。それ以外の案件についても原案のとおり可決となりました。

また、議会運営委員会から提案された条例及び規則の一部改正2件についても原案のとおり可決。一般質問については、2人の議員が登壇し、町民生活に関わる課題等について質しました。

補正予算

平成24年度遠軽町一般会計補正予算(第6号専決、第7号)は、合わせて2億6350万8千円を追加し、予算総額を140億1292万5千円としました。

各会計の補正予算の状況は別表のとおりです。(主な歳出入訳)

○衆議院議員選挙一般事務費(専決処分)
1363万円

※財源内訳：衆議院議員選挙費委託金

(国庫支出金 全額)
↓国政選挙にかかる経費は国の負担です。

○職員人件費 299万円

○財産管理一般経費 1112万円

・旧職員・教職員住宅解体工事(生田原地域)

※財源内訳：地域住宅交付金
(国庫支出金392万円)

○テレビ視聴環境整備事業 8361万円

・丸瀬布デジタル中継局整備工事
・生田原難視聴共同受信施設整備工事

・社名淵難視聴共同受信

施設整備工事

・白滝難視聴共同受信施設整備工事

・西町山の手共同受信施設整備工事

・遠軽デジタル中継局整備

道支出金1052万円

○障害者自立支援事業 3349万円

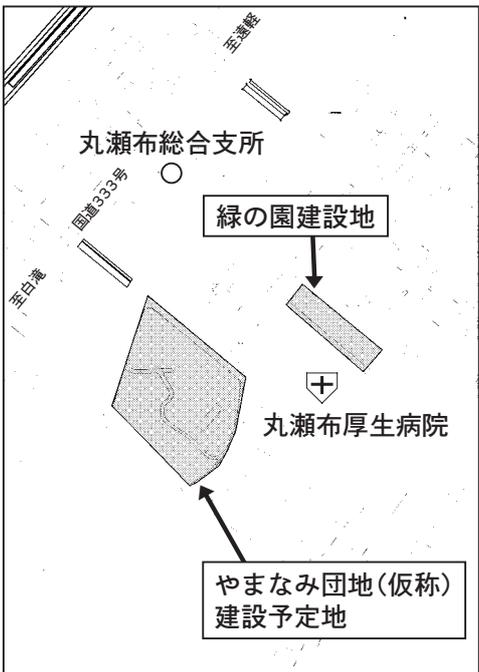
※財源内訳：障害者介護給付費等負担金など

(国庫支出金 1544万円)

道支出金1052万円

備事業補助金
・町内有線共聴施設整備事業補助金
※財源内訳：無線システム普及支援事業補助金(国庫支出金 3830万円)

テレビ北海道(TVh)の放送エリア拡大に基づく中継局整備支援事業のための補助金。今秋以降の開局を予定しています。



障害者自立支援法に基づいて、障がい者（児）が自立した日常生活等を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行うための事業です。

- 民間社会福祉施設整備事業 1億249万円
・養護老人ホーム緑の園等建設事業補助金
※財源内訳：介護基盤緊急整備特別対策事業交付金
(道支出金 1億249万円)
- 予防接種事業 331万円
※財源内訳：子宮頸がんワクチン等接種助成事業補助金
(道支出金 136万円)
- リサイクル推進事業 △618万円
・遠軽地区広域組合衛生負担金
- ごみ処理場管理事業 260万円
・旭野一般廃棄物最終処分場中間処理施設設計業務委託料
- 町営住宅建設事業 543万円

・やまなみ団地（仮称）設計業務委託料
※財源内訳：地域住宅交付金
(国庫支出金 98万円)

人事

◆人権擁護委員候補者の推薦

平成25年3月31日をもって任期満了となる人権擁護委員候補者として山口 智 恵 氏（大通北4丁目）の推薦に対し、同意しました。

表彰

遠軽町表彰条例により、次の方を表彰することに決しました。

- ◎社会功労（公共のため100万円以上の金品を寄附した法人又は団体）
・日高郡新ひだか町 池内ベニヤ株式会社様（まちづくり振興資金）

条例制定

◆遠軽町暴力団排除条例

暴力団の排除に関する基本理念や施策等を定めることにより、町内から暴力団の排除を推進し、町民の安全で安心な生活を確保するため、条例を制定するものです。
(民生常任委員会付託。会期中審査の結果、全会一致可決)

◆遠軽町道路の構造の技術的基準等を定める条例

遠軽町道路の構造の技術的基準等を定める条例を制定するものです。
(経済常任委員会付託。会期中審査の結果、全会一致可決)

◆遠軽町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準を定める条例

遠軽町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準を定める条例を制定するものです。
(経済常任委員会付託。会期中審査の結果、全会一致可決)

条例改正

◆遠軽町営住宅管理条例

遠軽町営住宅管理条例の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。
(経済常任委員会付託。会期中審査の結果、全会一致可決)

工事請負契約

◎平成24年度向遠軽開拓道路道路改良工事(国債)指名競争入札の結果、日新工業株式会社と6741万円で契約を締結しています。

遠軽町各会計補正予算の状況 (12/11 第6回町議会(定例会))

会計名	補正前の額	補正額	総額
平成24年度遠軽町一般会計補正予算(第6～7号)	137億4,941万7千円	2億6,350万8千円	140億1,292万5千円
平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	27億4,511万6千円	3,162万1千円	27億7,673万7千円
平成24年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第2号)	13億9,941万4千円	178万5千円	14億119万9千円

町道の認定

開発行為及び旭川紋別自動車道丸瀬布遠軽道路の整備に伴う道路築造により、町道路線を認定するものです。

路線名	起点 終点	重要な経過地	幅員(m) 延長(m)
	サニープレイス1号通		1条通北6丁目1番31地先 1条通北6丁目1番83地先
サニープレイス1条通	2条通北6丁目1番82地先 2条通北6丁目1番4地先	2条通北6丁目	8.0~15.6 180
サニープレイス2条通	2条通北6丁目1番81地先 2条通北6丁目1番6地先	2条通北6丁目	8.0~15.5 188
若咲内金山間道路	若咲内65番4地先	若咲内、 丸瀬布金山	11.2~37.0 2,146
	丸瀬布金山243番1地先		



サニープレイス1条~2条通

指定管理

◆指定管理者の指定について

遠軽町牧野（伊吹牧場外10施設）の指定管理者について、えんゆう農業協同組合を指定しました。指定の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までです。（全会一致可決）

生田原コミュニティセンター「ノースキング」の指定管理者について、株式会社生田原振興公社を指定しました。指定の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までです。（全会一致可決）

平成24年第5回町議会（臨時会） 生田原「ノースキング」厨房等改修 工事補正予算可決

10月29日に平成24年第5回遠軽町議会（臨時会）を開催し、町長から提出案件の要旨説明後、一般会計補正予算1件について審議しました。提出された議案は、起立採決によって諮られ、賛成多数により原案のとおり可決しました。

補正予算

平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）は、3057万円を追加し、総額137億494



見晴牧場

2万円としました。（主な歳出内訳）
○生田原温泉ホテルノースキング管理事業 2483万円
・コミュニティセンター厨房等
消耗品費 474万円
工事費 1000万円
備品購入費 943万円
その他 66万円

ノースキングのレストラン部門を生田原振興公社直営とするために掛かる費用と、合わせて厨房等を改修するための費用。



ノースキング

○社会教育各種大会参加費補助事業 150万円
・遠軽高校吹奏楽局及び東小学校吹奏楽部全国大会等出場補助金
○保健体育各種大会参加費補助事業 400万円
・遠軽高校ラグビー部全国大会出場補助金
吹奏楽局（部）、ラグビー部がそれぞれ、全国大会に出場するための費用の一部を補助するもので、補助金額の相違は、大会の種類により区別されたものです。



所管事務調査報告

平成24年10月～12月

各常任委員会等で調査、協議、実施等された項目について掲載しています。

総務・文教

10月22日

- ・東日本大震災に係る職員派遣等
- ・緊急速報「エリアメール」、緊急速報メールの配信開始
- ・行政評価アンケート調査結果
- ・エネルギー対策事業
- ・陸上自衛隊遠軽駐屯地創立61周年記念市中央レード
- ・オホーツク紋別空港の利用促進
- ・教育財産の用途廃止（支湧別小学校）
- ・瀬戸瀬小学校給食のあり方
- 11月26日
- ・「遠軽町町営住宅管理条例」等の一部改正、「遠軽町町営住宅等の整備の基準を定める条

例」等の制定

- ・ごみ焼却施設の一部事務組合への共同処理する事務・契約の変更
- ・ごみ焼却施設基本構想
- ・遠軽町旭野最終処分場
- ・遠軽町旭野最終処分場中間処理施設設置計画
- ・遠軽町暴力団排除条例
- ・パブリックコメントの実施結果

- ・介護保険条例の制定（地域主権改革一括法関連）
- ・第2次遠軽町定員管理適正化計画
- ・平成25年度指定管理者候補者の選定
- ・平成23年度財務書類（普通会計・概要版）
- 12月11日
- ・白滝発電所

民生

10月23日

- ・ごみ焼却施設にかかる遠軽地区広域組合規約の変更
- ・ごみ焼却施設基本構想

11月27日

- ・ごみ焼却施設の一部事務組合への共同処理する事務・規約の変更
- ・ごみ焼却施設基本構想
- ・遠軽町旭野最終処分場
- ・遠軽町旭野最終処分場中間処理施設設置計画
- ・遠軽町暴力団排除条例
- ・パブリックコメントの実施結果

- ・介護保険条例の制定（地域主権改革一括法関連）
- ・福祉事業の執行状況
- ・インターネット公売の売却状況
- ・丸瀬布歯科診療所の運営状況
- ・生田原診療所の運営状況
- ・生田原コミュニティセンターに係る指定管理者の候補者選定
- 12月11日
- ・遠軽町暴力団排除条例の制定
- ・意見書の取扱い

経済

10月19日

- ・生田原コミュニティセンター「ノースキング」

レストラン厨房の改修等

- ・「遠軽町町営住宅管理条例」等の一部改正及び「遠軽町町営住宅等の整備基準に関する条例」等の制定
- 11月28日
- ・観光施設入り込み状況
- ・遠軽町牧野に係る指定管理者の候補者選定
- ・生田原コミュニティセンターに係る指定管理者の候補者選定
- ・遠軽町町営住宅管理条例の一部改正
- ・遠軽町町営住宅等の整備の基準を定める条例の制定
- ・遠軽町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定
- ・遠軽町都市公園条例の一部改正
- ・遠軽町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準を定める条例の制定
- 10月5日、16日、19日
- ・議会だより第28号の編集、校正
- 12月11日、21日
- ・議会だより第29号の編集、校正

議会運営

10月29日

- ・第5回町議会（臨時会）及び第6回町議会（定例会）運営
- ・地方自治法の一部改正に伴う町議会会議規則改正
- 11月30日
- ・地方自治法の一部改正に伴う町議会委員会条例等の改正
- ・平成25年度議会費予算
- 12月6日、12日
- ・第6回町議会（定例会）運営

広報

- 10月5日、16日、19日
- ・議会だより第28号の編集、校正
- 12月11日、21日
- ・議会だより第29号の編集、校正

一般質問

荒井 範明 議員



問 「認定こども園」の推進を

答 民間との役割分担で

問 幼稚園は、教育基本法に基づいた教育施設で、

文部科学省所管です。一方、保育所は、児童福祉法に基づいた福祉施設で、厚生労働省所管です。

平成18年に、幼稚園と保育所の垣根を越えた「認定こども園」の制度ができました。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供は、多様なニーズに対応できる新たな選択肢として注目されています。しかし、子育て家庭への周知不足や担当者への認識不足等で、思ったほど普及していません。

拡大する行政サービス

の守備範囲を考えると、民間でできることは民間に任せる発想が必要です。

月に、幼稚園と保育所等における就学前の子どもに対する教育と保育、さらに保護者に対する子育て支援を総合的に提供することを目的とした「認定こども園」制度を開始しました。

現在、管内では7施設が認定されています。少子化が進む中、町内3幼稚園では、子どもの減少は経営と直接結びつ

いているので深刻な状況です。幼稚園は地域振興

に大きく貢献していますので、重大なことと認識しています。

町立保育所も、年々、入所者数が減少しています。保育所の統廃合や、町内3幼稚園の将来計画

等も調査した上で、民間幼稚園に委ねる部分との役割分担を明確にすべきと考えます。



問 保育計画策定と環境整備を

答 将来的には策定する

問 現在、8か所ある保育所の定員は555人で、

通所児が294人です。一部老朽化した建物や狭い敷地も問題です。

将来人口を推計し、保育計画を策定すべきです。また、音楽の町とも言われる遠軽町ですから、情操教育のための環境整備にも気を使うべきです。

町長 保育計画の策定ですが、現在の児童福祉法では、待機児童が50人以上の特定市町村において計画策定が義務付けられています。

遠軽町は対象外ですが、平成24年8月22日、子ども子育て支援法が公布されました。

この法律は、国が定めた基本指針に即して、市町村は、子ども子育て支援事業計画を定めることとなっております。

従って、本格試行予定の平成27年度に向けて準備を進めます。

また、情操教育についての環境整備にも適切に対応します。

ただ 町政を質す!!

一般質問

松田 良一 議員



問

農家の個別排水処理事業は後継者対策につながる

答

今後、事業の実施を計画したい

問 現在、白滝、丸瀬布

地域及び近隣町村では、農家で個別排水処理による生活環境整備が行われて

います。遠軽、生田原

地域では行われていません。個別排水処理事業は、

目に見えない後継者対策の重大な案件と思います。

個別排水処理事業の内容

を参考に実施を計画したいと考えています。

農政林務課長 農村地区

汚水処理施設は、過去に農業集落排水施設整備で

検討したことがあります。具体的には、農業振興

地域内の農業集落の計画規模が出されましたが、

遠軽町は、農家が点在していることで、経済性や

事業効果から判断し、実施に至りませんでした。

再問 密集している道外

の集落と比較すると遠軽地域は難しいとは思いま

すが、その中で個別排水

処理事業は可能ですか。

町長 農業は、北海道の

経済を支える一番の基盤

です。この事業についても予算の中で調査し、検討

します。

問 TMRセンターによる

分離・分業化を

答 関係機関と協議する

町内の酪農家は、離農跡地を取得し規模拡大

豊かでゆとりある生活

のために、TMR（混合飼料）センターによる作

業の分離・分業化が必要

と考えます。

また、過去に農地の集約を目的に、農業委員会

が取り組んだ交換分合の

経緯は。

町長 本町でも、TMR

飼料を希望する農家がいると聞いています。

町では粗飼料収穫にか

その規模も受益農家の数によって施設の規模も変わりますし、また、国の制度、財政、酪農家の負担などを考え、農協や関係機関と緊密に連携し、情報収集や調査を行っていきます。

農業委員会会長 平成13、

14年に千代田、美山、社名淵地区で、国の補助を受けて交換分合を実施し

ましたが、農地の公平さが疑問視され、実現に至りませんでした。また、

大規模農家が増えている

一方で、家族経営の酪農

家は、過重労働による生産性低下という問題を抱えて

いるのが現状です。

さらに、後継者不在、高齢化による廃業が後を

絶たないことから、TMRセンターの設置は早急に検討すべき課題の一つ

と認識しています。

議会改革・活性化等調査特別委員会

— 中間報告 — No.1 ※各委員の意見を抜粋

第5回(5/31)

○反問権の付与について

- ▼一部議員以外はおおむね了解。
- ▼反問権を行使された際、議員の資質が問われる。そこに不安を感じている。
- ▼反問権のために、一般質問しなくなるかもしれない。
- ▼スピード感をもって取り組むべき。6月議会から実施するよう調整し、その間反対議員に説得の上了解いただく。
- ▼論点を明確にするための反問。

○答弁書の事前配布について

- ▼論点を明確にすることで、的確な議論ができる。
- ▼一問一答方式をとっているのだから、答弁書はいらぬはず。
- ▼答弁書は必要。再質問を組み立てやすいし、より深く掘り下げた質問ができる。
- ▼答弁書の内容で十分納得できるのであれば再質問しなれば良いだけ。
- ▼メモしながら答弁を聞くのは大変。答弁書があれば質問に集中できる。
- ▼論点を比較する上で答弁書はあった方が良い。内容を明確にできる。
- ▼理事者に申し入れするのなら、それなりの理由が必要。理事者側のメリットはない。
- ▼議員として選ばれている我々の資質の問題。議員のわがままではないか。
- ▼議員も提案型の一般質問をすべき。自分の考えと理事者側の主張を近づけるために答弁書もらった方が良い。
- ▼再質問、再答弁と文書作るのか。一問一答の意味を押さえるべき。最初にあれこれ質問するから論点

がずれる。

- ▼逆に答弁書が無いと論点がずれてしまうのだと感じる。
- ▼今の議員の資質がこの程度ならば答弁書は必要なのだろう。答弁書無くても質問を組み立てられる議員は良いが、そうでない議員もいる。
- ▼通告後、答弁書作成にある程度の日数は必要。

○その他の要望

- ▼議会だよりの理事者の答弁を理事者側でまとめられないかとの要望があった。
- ▼議会だよりのだから、理事者に書かせるのはおかしい。
- ▼質問の主旨と答弁の部分を別々に作るとなるとすり合わせが大変だ。
- ▼質疑を録音したテープに基づいて書くのだから問題ないだろう。

○他議会の議会基本条例等と遠軽町議会条例等の検証について

- ▼前回に引き続き検証。
- ▼自由討議については今後の課題。
- ▼傍聴者の意見を聞く会は不要。
- ▼議場説明員の縮減について、あまり説明員を増やさず審議すべき。
- ▼反問権、一般質問答弁書の件とあわせて町長へ申し入れる。
- ▼一般質問の際、その場で資料を要求する議員がいる。事前に担当者に聞けば良い事。全く議会の活性化になっていない。
- ▼事前の情報収集がされていないから見当外れの質問、答弁になる。議員自らがしっかりすべき。

第6回(6/22)

○理事者側への申し入れについて

- ▼前回取りまとめた要請事項について、6月8日に理事者側へ申し入れを行った。
- ▼反問権については了承。
- ▼答弁書の事前配布については6月からの実施は無理。検討が必要。
- ▼議会と行政が馴れ合いになっていると捉えられることを危惧。
- ▼調整に日数を要すること、直前に変更になる場合もあること等、考慮が必要であり今後の検討課題とした。
- ▼議場説明員の縮減については、臨機応変に対応して欲しいと申し入れしている。

○議会改革・活性化等の具体的な方向性について

- ▼アンケート調査について、当初6月を予定していたが、行政評価作業の遅れにより7月末実施予定。
- ▼今後、議会基本条例を制定する自治体は増えてくるだろう。
- ▼来年10月の改選に向けて本町でも制定する方向で進めるべき。過去の視察でも必要性を報告している。
- ▼議会の位置付けや町民に対するスタンスを定める意味で必要。
- ▼まちづくり基本条例の見直し作業を控えており、条例制定にはそれらの整合性も取らなければならない。

議会改革・活性化等調査特別委員会

— 中間報告 — No.2 ※各委員の意見を抜粋

第7回(9/26)

○町議会に関するアンケート調査結果について

- ▼回答率38.4%。議会だよりへの掲載については、一部の意見を載せると不公平。
- ▼どの意見を載せるか判断が難しい等の意見があり、広報特別委員会へ一任。
- ▼議会ホームページでの周知については、調査結果の全てを公表することで了承。
- ▼この結果は、今後の議会改革の参考にしなければならない。悪い部分も含め方策を検討すべき。そのためのアンケートであり、単なるガス抜きではない。

○議会基本条例制定に向けての整理について

- ▼来年3月議会基本条例制定に向け委員長副委員長素案を作成することで確認。
- ▼アンケート結果で拾い上げる部分があれば考慮すべき。
- ▼議会報告会は年1~2回、各地域で行うべき。集客よりも姿勢が大事。

▼遠軽町にふさわしい議会基本条例を作る。

- ▼一般議案の質疑も一問一答方式にすべき。
- ▼基本条例内に明文化すれば良い。⇒議運で検討し会議規則を改正する。
- ▼反問権についても基本条例に明記すべき。⇒町長と協議し既に認めている。

○報酬・定数問題の調査検討について

- ▼議運に諮り、本委員会で報酬・定数問題についても議論することとなった。
- ▼基本条例と平行して議論すべき。十分な協議の時間が必要。
- ▼報酬額の改正については、報酬審議会に上げる必要がある。
- ▼定数については、来年の選挙を見越した議論をしなければならない。
- ▼6月定例議会までに結論を出すことで了承。

第8回(11/12)

○議会基本条例について

- ▼委員長、副委員長案を提示。条文毎に内容を精査。
- ▼荒井、岩澤両議員から前文案の提示があり、岩澤案をベースに前文を精査。
- ▼前文から第3章までを確認。文言の精査が主。4章以降は次回。

○報酬・定数問題の調査検討について

- ▼道内の状況を資料として提示。
- ▼本委員会だけの議論は望ましくない。会派の意見もできる限り集約することを確認。

第9回(12/3)

○議会基本条例について

- ▼前回に引き続き各条文毎に内容を精査。
- ▼一通り修正箇所をチェックし、大まかなスタイルを決定。
- ▼指摘のあった部分を修正し、次回委員会で再度確認することで了承。

○報酬・定数問題の調査検討について

- ▼今回は議論なし。

遠軽町議会ホームページをご覧ください。

- | | |
|---------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 遠軽町議会議員名簿 | <input type="checkbox"/> 請願・陳情の手続き |
| <input type="checkbox"/> 常任委員会等名簿 | <input type="checkbox"/> 意見書・決議 |
| <input type="checkbox"/> 遠軽町議会議員会派別名簿 | <input type="checkbox"/> 常任委員会所管事務調査 |
| <input type="checkbox"/> えんがる議会だより | <input type="checkbox"/> 常任委員会所管事務調査報告 |
| <input type="checkbox"/> 一般質問通告(概要) | <input type="checkbox"/> 議会改革のながれ |

◎遠軽町議会ホームページアドレス <http://engaru.jp/gikai>



リレー・オピニオン

(広報委員が4回シリーズで発言します)

東日本大震災以降、震災復興と銘打った様々な会議や委員会をいくつも設け検討を重ねてきました。結果、多額の復興予算は余り、増税だけが決定し、国民の政治不信を増大させた中で解散総選挙となりました。

再登板政府は、デフレからの脱却を唱え、次々と大型投資を敢行していきますが、公共事業のバラまきにならないでしょうか。また、赤字国債発行の制限枠も無くなりました。

TPP (環太平洋経済連携) 参加の是非を考えるとき、参加国の経済規模をみると、実質的には日本とアメリカとの2国間FTA (自由貿易協定) です。

TPPのメリット・デメリットも簡単には比較できません。財界が輸出メリットを強調しても、大市場の中

国は参加していません。農業分野では、現実的に、アメリカの大規模農業の価格競争と対等に戦えるのでしょうか。

かのナポレオンが活躍していた時代、プロシア(現ドイツ)の軍人クラウゼビッツは「政治は血を流さない戦争であり、戦争は血を流す政治である」と、その著『戦争論』

に記しています。昨今の政治家にそれだけの気構えがあるのでしょうか。国民の生活よりも、己の生活が第一でしょう。

議会は行政のチェック機関とよく言われますが、チェックの本来の意味は阻止することです。では、議会は行政の何を阻止するのでしょうか。無駄を阻止し、誤りを阻止し、そして不正を阻止します。それには当然、阻止するだけの能力が要求されます。

荒井 範明

編集後記

元氣アップもちつき大会

昔はどの家庭でも見ることのできた餅つき光景ですが、今ではイベントの際にしか見かけることがなくなりました。

表紙の写真は、安国公民館で地域の子どもやお年寄りが集まり、餅つき大会を行った様子です。

「温故知新」という言葉があります。お年寄りの知識や経験は代々受け継いでいくものです。

しかし、少子化や核家族化などでその機会も薄れつつあるように感じています。

年に数回の異世代交流を大事にして、「温故知新」について考えてみてはいかがでしょうか。

広報特別委員会

- 委員長 荒井 範明
- 副委員長 奥田 稔
- 委員 阿部 君枝
- 委員 今村 則康

議会に「請願・陳情」をされる方に

請願・陳情とは

住民の意見や要望を行政に反映させるため行うものです。

- ★個人や団体・法人の誰でもできます。
- ★請願には1名以上の町議会議員の紹介が必要です。
- ★陳情の場合、紹介議員はいりません。ほかは請願と同じ書き方です。
- ★提出部数は1通で、1件ごとに作成します。
- ★書き方は下記の(例)に準じてください。

<p>紹介議員 ○○○○印</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>○○○○○○に関する 請願(陳情)書</p> <p>請願(陳情)者 住所 遠軽町○町○丁目 氏名 ○○○○印 (ほか 人)</p> <p>遠軽町議会議長 ○○○○様</p>	<p>(表紙)</p> <p>署名(サイン)の場合、 押印不要。</p> <p>件名を書く</p> <p>法人の場合その所在地、 名称、代表者名を記入の上、 押印する。</p>	<p>○○○○○○○に関する 請願(陳情)書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 請願(陳情)の趣旨 2 請願の理由 3 参考資料(書類、図面)別紙のとおり <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="3">連 帯 簿</th> </tr> <tr> <th>住 所</th> <th>氏 名</th> <th>印</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	連 帯 簿			住 所	氏 名	印									
連 帯 簿																	
住 所	氏 名	印															